

令和6年度(2024年度)北海道労働政策協定に基づく事業計画書

前文

北海道、厚生労働省北海道労働局（以下「労働局」という。）及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の間で締結された、北海道労働政策協定（以下「協定」という。）の第4条第1項に基づき、令和6年度において実施する事業を次のとおり定める。

第1 多様な働き手に対する就業支援

【目標】

・みらいっぽ利用就職者数	5,700件 (R6)
・新規学卒者（高校）の就職内定率	前年度実績以上
・30～34歳の女性の就業率	76.7% (R5) →77.4% (R6)
・55～59歳の女性の就業率	74.6% (R5) →75.4% (R6)
・60～64歳の男性の就業率	83.1% (R5) →83.5% (R6)
・北海道立高等技術専門学院修了生の関連業界就職率（施設内訓練）	93.8% (H30) →95.0% (R6)
・北海道の委託訓練修了者の就職率	71.9% (H30) →77.0% (R7)
・障がい者実雇用率（民間企業）	2.58% (R5) →法定雇用率以上 (R6)
・ハローワークを通じた障がい者の就職件数	前年度実績以上

1 若年者に対する就職支援等

1-1 ジョブカフェ北海道と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワークが行う若年者支援施策の一体的実施

北海道就業支援センターの若年者支援施策（以下「ジョブカフェ北海道」という。）と札幌わかものハローワーク・札幌新卒応援ハローワーク（以下「わかものハローワーク等」という。）施策を、北海道わかもの就職応援センター（愛称「みらいっぽ」）として、求人情報、訓練情報の提供、職業相談、個別カウンセリングの実施、セミナーや就職面接会等のイベント開催等を一体的に実施することにより効果的な就職支援と利便性向上を図る。

公的職業訓練（以下「ハロートレーニング」という。）を希望する若年者に対し、みらいっぽにおいてハロートレーニングの情報を共有する。

実施体制：北海道、労働局、機構、みらいっぽ、ジョブカフェ北海道、わかものハローワーク、職業能力開発促進センター（以下「ポリテクセンター」という。）、職業能力開発大学校（以下「ポリテクカレッジ」という。）

(1) 北海道が実施する業務

- ・ジョブカフェ北海道が受付した求人情報をわかものハローワーク等に提供
- ・利用者の共同受付、支援メニューの一体的な提供により利用者ニーズを把握
- ・双方の支援メニューの調整、両施設のスタッフによるミーティング等のスタッフ間の交流とケース会議を実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ ジョブカフェ北海道から提供された求人情報を基に、ハローワーク求人を開拓
- ・ ジョブカフェ北海道において、ハローワーク求人情報を提供
- ・ 利用者の共同受付、支援メニューの一体的な提供により、利用者ニーズを把握
- ・ 双方の支援メニューの調整、両施設のスタッフによるミーティング等のスタッフ間の交流とケース会議を実施

(3) 機構が実施する業務

- ・ 若年者向けハロートレーニングの情報提供

(4) 共通の取組

- ・ 求人情報、ハロートレーニング情報等の共有

1-2 道内各地におけるジョブカフェ・ジョブサロン北海道とハローワークプラザ等との一体的実施

ジョブカフェ・ジョブサロン北海道の地方拠点（以下「地方拠点」という。）とハローワークプラザ等（以下「プラザ等」という）における求職者支援業務を一体的に実施することにより、地域において、求人情報、ハロートレーニング情報の提供、職業相談等をワンストップで実施する。

実施体制：北海道、労働局、機構、地方拠点、プラザ等、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 地方拠点で受付した求人情報をプラザ等に提供
- ・ 新規登録する利用者の相互取り次ぎ、誘導
- ・ 支援サービス等の調整、両施設のスタッフによるミーティング等の実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 地方拠点から提供された求人情報を基に、ハローワーク求人を開拓
- ・ 新規登録する利用者の相互取り次ぎ、誘導
- ・ 支援サービス等の調整、両施設のスタッフによるミーティング等の実施

(3) 機構が実施する業務

- ・ 若年者向けハロートレーニングの情報提供

(4) 共通の取組

- ・ 求人情報、ハロートレーニング情報等の共有

1-3 新規学校卒業者等に対する就職支援

北海道、（総合）振興局、北海道教育庁、教育局、労働局及びハローワークが協力して求人開拓や就職面接会等の就職関連イベントを実施し、新卒者、既卒者、学校中退者等に対する、就職意識の喚起から希望に応じた就職の実現、職場定着の促進まで一貫して取り組む。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ （総合）振興局は、原則としてネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）を主催し、振興局及びジョブカフェ北海道が実施する支援メニューをハローワークに提供
- ・ （総合）振興局及びジョブカフェ北海道が実施する支援メニューを、ネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）の場で学校へ周知

- ・ 未就職者を含めた若年求職者や就職氷河期世代等に、座学・就業体験等を行い、研修先で正社員等として就職できるよう支援
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ ハローワークは、ネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）を（総合）振興局や他の機関とも連携して実施
 - ・ 地元就職面接会等の企画・調整
 - ・ ハローワークの支援メニューを、ネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）の場で学校へ周知
 - ・ 労働局はネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）への参加について、ハローワークに指導、助言。ハローワークはネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）開催に向け各機関と連携
- (3) 共通の取組
- ・ 求人開拓の実施、支援メニューの情報共有
 - ・ 職場定着に向けた離職状況の実態の把握等
 - ・ 地元就職面接会等の開催PR
 - ・ 文部科学省・厚生労働省・経済産業省の3者合意による大学生等の「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月）の周知
 - ・ ネットワーク会議（高卒者地元就職促進部会）の開催PR

1-4 若年者の早期離職防止対策

北海道、（総合）振興局、北海道教育庁、教育局、労働局及びハローワークが連携し、学校、企業や行政など地域が一体となった支援体制を構築し、若年者の早期離職防止に取り組む。
 実施体制：北海道、（総合）振興局、北海道教育庁、教育局、労働局、わかものハローワーク等、ハローワーク、機構

- (1) 北海道が実施する業務
- ・ 体験的要素を取り入れた合同企業説明会の開催
 - ・ 若手社員や管理職を対象とした職場定着に関する研修会・セミナーの実施
 - ・ ジョブカフェ北海道における在職者カウンセリングの実施
 - ・ ジョブカフェ北海道における就職前職業ガイダンスの実施
 - ・ ジョブカフェ北海道を活用した「青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用促進法」という。）」に基づく取組の周知
 - ・ 北海道主催の会議などで「若者雇用促進法」に基づく取組の周知
- (2) 労働局が実施する業務
- ・ 「若者雇用促進法」に基づく取組の企業等への周知
 - ・ ハローワークの就職支援ナビゲーター（学卒・若者・定着支援分）による職場定着支援
 - ・ ハローワークによる在職者への相談支援
- (3) 機構が実施する業務
- ・ 機構主催の会議などで「若者雇用促進法」に基づく取組の周知
- (4) 共通の取組

- ・ 各種セミナー、企業見学会、合同企業説明会、就職面接会などの共同開催
- ・ 若者や企業への個別支援において専門的な支援が必要な場合の相互誘導と専門相談の実施
- ・ あらゆる機会を利用した企業へのインターンシップ導入の働きかけ、並びに「若者雇用促進法」に基づく取組をPR
- ・ 企業を対象とした各種説明会等での離職問題への意識啓発
- ・ 経済団体、業界団体、学校などに対する各機関の取組の周知

1-5 道内企業等への安定的就業に関する要請

北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、労働局及びハローワークが共同して、道内経済団体、業種別団体、事業主に対し、新規学校卒業者の安定的就業に関する要請を行い、地域を支える若年者の就業促進を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 経済団体、業種別団体に対する要請の企画・調整
- ・ (総合)振興局において、地域の経済団体に対する要請の企画・調整
- ・ (総合)振興局は必要に応じ、事業主に対する要請実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 事業主に対する要請の企画・調整

1-6 「ユースエール認定企業」の取組の拡大に向けた協力

北海道、(総合)振興局、北海道教育庁、教育局、労働局及びハローワークが共同して、「ユースエール認定企業」の主旨を道内各地に広くPRすることにより、若者の採用に意欲的な中小企業における人材確保を支援し、若者の職場定着の促進や働きやすい職場環境づくりに向けて、若者の就職意欲の喚起等を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、わかものハローワーク等、ハローワーク、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ ジョブカフェ北海道を活用した「ユースエール認定企業」の取組の周知

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 「ユースエール認定企業」の取組及び企業等への周知
- ・ 北海道から情報提供があった企業の要件確認と「ユースエール認定申請」の勧奨
- ・ 雇用管理改善、魅力ある職場づくりの普及啓発

(3) 共通の取組

- ・ 経済団体・業界団体、企業などに対する雇用管理改善、雇用関係ルールの周知・啓発と若者のワークルールに関する知識の習得に向けての取組
- ・ 「ユースエール認定企業」の取組をPR

2 長期無業者等（就職氷河期世代を含む）に対する集中支援の実施

家事も通学もしておらず、就労もしていない長期無業者や正社員就職ができずにいるフリーター等に対して札幌わかものハローワーク及びハローワーク函館に設置している「就職氷河期世代サポートコーナー」を拠点とした職業的自立の支援を図る。相談過程においてコミュニケーション能力が不足している就職困難者等に対しては、グループワークによるコミュニケーションスキルの向上や就職準備支援を実施し、状況に応じて、わかものハローワークに配置する臨床心理士や労働局が委託する「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」に誘導する。

実施体制：北海道、北海道立高等技術専門学院（以下「MONOテク」という。）、労働局、機構、札幌わかものハローワーク、ハローワーク、ジョブカフェ北海道

(1) 北海道が実施する業務

- ・ジョブカフェ北海道において、サポステと連携しカウンセリングや模擬面接等を行い、職業意識の醸成や正規の職に就くための職業的自立の支援を行う。
- ・ジョブカフェ北海道に来所する支援対象者に対し、わかものハローワーク等で実施するグループワークによる就職準備支援、臨床心理士相談ブース及びサポステへの状況に応じた誘導
- ・わかものハローワーク等で実施するグループワークによる就職準備支援に対する助言の協力
- ・就職氷河期世代の活躍に向け、MONOテクによる職業訓練を実施
- ・就職氷河期世代を含む中高年求職者等に、座学・就業体験等を行い、研修先で正社員等として就職できるよう支援
- ・就職氷河期世代の就業の促進に向けた、個別出張面談・企業説明会及びカウンセリング等の実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・就職困難者等に対する、状況に応じた臨床心理士相談ブースやサポステへの誘導
- ・マッチング及び就労先の確保
- ・ハローワークにおいて就職氷河期世代の活躍に向けた専門窓口による伴走型支援の実施のほか、SNS等を活用し、徹底した支援施策の周知を実施
- ・サポステの対象年齢を49歳まで拡大した上、福祉機関等へのアウトリーチ型支援を実施

(3) 機構が実施する業務

- ・就職氷河期世代支援プログラムの一環として、求職者支援訓練の実践コースについて一部認定基準を緩和し、受講ニーズに応えるコース開発を実施

(4) 共通の取組

- ・サポステの取組をPR
- ・就職氷河期世代の支援のため、各関係機関との連携に向けた都道府県レベルのプラットフォームを北海道と労働局によって共同設置・運営
- ・プラットフォームを活用した「就職氷河期世代を対象とした合同企業説明会・面接会」を開催
- ・就職氷河期世代の活躍促進に向けた企業への求人呼びかけの実施

3 女性に対する就職支援

3-1 女性に対する活躍支援

女性の活躍の場の拡大に向けて、ジョブカフェ北海道とわかものハローワーク等が連携し就職支援を行うとともに、マザーズ・キャリアカフェとマザーズハローワーク札幌等が連携し子育てをしながら働きたい女性などを対象に再就職の支援や、新たな求人を創出する。

また、DV被害者への就労支援を継続し、DV被害者の方々の安心で自立した生活確保を支援する。

実施体制：北海道、ジョブカフェ・ジョブサロン北海道、マザーズ・キャリアカフェ、道立女性相談援助センター（以下「女性センター」という。）、労働局、わかものハローワーク等、マザーズハローワーク札幌及びハローワークマザーズコーナー（以下マザーズ等）、ハローワークプラザ、機構、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク札幌などにおけるサービスを周知、利用者が希望する場合は誘導
- ・ 潜在的労働力の「掘り起こし」と企業の「新たな求人創出」の連動した事業実施により、新規就業の促進から定着まで伴走的な支援を実施
- ・ マザーズ・キャリアカフェは、働きたい女性に対し、就職支援サービス等を提供
- ・ 就労希望の女性センターを利用しているDV被害者に、ハローワークによる支援の概要を説明

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク札幌は、ジョブカフェ等の要請により、各種支援サービスメニューを利用者に提供
- ・ マザーズ等は北海道やジョブカフェなどが実施する女性への就労支援サービスを利用者に周知
- ・ マザーズ等は、必要に応じ適切な職業訓練へ誘導
- ・ 掘り起こされた人材（潜在労働力）の求職の受理及び新たに創出された求人の受理
- ・ 女性センターにおいて、DV被害者が希望した場合、求人情報の提供等の支援
- ・ 求人票に「えるぼし」、「プラチナえるぼし」、「トライくるみん」、「くるみん」及び「プラチナくるみん」等の認定マークを表記し、女性が活躍でき、仕事と育児が両立できる環境を整えている認定企業であることを求職者に周知

(3) 機構が実施する業務

- ・ ハロートレーニングによる女性求職者の就職支援
- ・ マザーズ・キャリアカフェやマザーズハローワーク札幌等の関係機関に対する情報提供
- ・ 女性求職者も受講しやすい訓練環境の整備
- ・ 女性の受講を促すハロートレーニングの広報

(4) 共通の取組

- ・ DV被害者の個人情報の保護と守秘義務を徹底
- ・ 相互の施設にDV被害者支援のリーフレット等を配置し、PR
- ・ 潜在的労働力の掘り起こしに係る各支援施策や求職者についての情報共有

3-2 託児サービス付職業訓練の普及・拡大

道及びポリテクセンターにおいて実施している託児サービス付き職業訓練の普及・拡大に向け、ハローワーク等の関係機関が連携し、当該職業訓練のニーズの把握や周知を行い、託児サービスを必要とする女性などの訓練受講機会の確保、就業の促進を図る。

実施体制：北海道、マザーズ等、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 託児サービス付き職業訓練に関する実施方法や課題等を労働局・機構へ情報提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズ等での訓練ニーズの把握、情報提供
- ・ ハローワークでの周知、受講誘導

(3) 機構が実施する業務

- ・ 道及び労働局からの情報を得て民間教育訓練機関での託児サービス付き職業訓練の情報提供
- ・ ポリテクセンターが実施する職業訓練について、民間の託児機関を利用した託児サービスの提供

3-3 女性活躍推進のための分野横断的な情報提供の実施

マザーズ・キャリアカフェ、マザーズハローワーク札幌及び機構、ポリテクセンター、ポリテクカレッジは、職業カウンセリング、職業相談及び訓練受講中の女性に対し、各種育児に加え、起業・創業の情報などを提供するとともに、他の専門機関の支援策を紹介することにより、迅速で的確な問題解決につなげる。

実施体制：北海道、マザーズ・キャリアカフェ、労働局、マザーズハローワーク札幌、機構、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 就業支援情報、起業、保育、子育て情報、ハロートレーニング情報の提供
- ・ 個別の相談への対応時における他の専門機関の紹介・誘導

(2) 労働局が実施する業務

- ・ マザーズハローワーク札幌が保有する保育情報や女性活躍推進に理解のある企業の求人情報の提供
- ・ 個別の相談への対応時における他の専門機関の紹介・誘導

(3) 機構が実施する業務

- ・ 女性の受講を促すハロートレーニングの広報（再掲）
- ・ 訓練受講者への支援機関の紹介・誘導
- ・ 訓練受講者への就職支援

4 高齢者に対する就職支援

4-1 生涯現役社会の実現

年齢に関わりなく働ける社会（以下「生涯現役社会」という。）の実現に向け、高年齢者の多様なニーズに対応した就職機会を提供するため、各機関が実施するハロートレーニング、生涯現役支援窓口事業を活用し、効果的に高年齢者の再就職支援を行う。

また、ハローワーク・マッチングセンター等を活用した助成金の周知を行う。

実施体制：北海道、ジョブサロン北海道、労働局、ハローワーク、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 高齢者を対象とした技能講習等の情報を道ホームページで周知
- ・ ジョブサロンにおけるハロートレーニング情報の提供
- ・ 潜在的労働力の「掘り起こし」と企業の「新たな求人創出」の連動した事業実施により、新規就業の促進から定着まで伴走的な支援を実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 職場見学等を実施し雇用に繋げる生涯現役支援窓口事業を実施
- ・ シルバー人材センター事業における適正就業の確保、会員拡大に向けた支援
- ・ 掘り起こされた人材（潜在労働力）の求職の受理及び新たに創出された求人の受理

(3) 機構が実施する業務

- ・ 「地域ワークショップ（高年齢者雇用促進セミナー）」の開催
- ・ 機構が支給する助成金の周知広報

(4) 共通の取組

- ・ 潜在的労働力の掘り起こしに係る各支援施策や求職者についての情報共有
- ・ 70歳までの雇用努力義務化の周知・啓発

4-2 高齢者に対する就業機会の確保・拡大

就業を希望する高齢者の意欲と能力を企業の中で積極的に活かすため、高齢者の就業機会の確保・拡大に努め、高齢者の雇用に係る機運の醸成を図る。

実施体制：北海道、労働局、ハローワーク、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 高年齢者就業促進パネル展の実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 「生涯現役支援窓口」における高齢者に対するチームによる就労支援
- ・ 高齢者の雇入れに係る助成金の周知
- ・ ハローワークでは、高齢者求人の確保、充足に努める
- ・ 高年齢者就業促進パネル展の後援

(3) 機構が実施する業務

- ・ 「地域ワークショップ（高年齢者雇用促進セミナー）」の開催（再掲）
- ・ 高年齢者就業促進パネル展の後援及び出展

(4) 共通の取組

- ・ 3者の広報媒体やPRツールを活用し、企業などに対して事業の周知・啓発

5 障がい者の雇用促進

5-1 障がい者の雇用拡大と就職促進

法定雇用率の達成や特別支援学校生徒の就労促進に向けて、障がい者の雇用を拡大するため、関係機関が連携して求人確保の要請や就職面接会の開催などに取り組む。

実施体制：北海道、(総合) 振興局、北海道教育庁、教育局、特別支援学校、労働局、ハローワーク、機構、障害者職業センター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 経済団体、業種別団体に対する要請の企画・調整
- ・ 就職面接会の開催周知と、障がい者の採用に意欲のある企業に対する参加の働きかけ
- ・ 特別支援学校がハローワークからの求人情報を基に、企業を開拓
- ・ 特別支援学校がハローワーク等と連携した企業開拓と、障がい者雇用に係る理解啓発
- ・ 特別支援学校独自の企業開拓により得た企業情報をハローワークへ提供
- ・ 特別支援学校企業向け見学会の実施
- ・ 障がい者雇用促進パネル展の実施
- ・ 特別支援学校の教育活動をサポートする企業の募集
- ・ (総合) 振興局において、地域の経済団体に対する要請の企画・調整
- ・ (総合) 振興局は必要に応じ、事業主に対する要請実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 就職面接会の企画運営及び周知
- ・ ハローワークと特別支援学校等が連携した企業開拓と、障がい者雇用に係る理解啓発
- ・ 特別支援学校生徒が応募できる求人情報などを、適宜特別支援学校に提供
- ・ 特別支援学校等と連携し、就労支援セミナーを開催
- ・ 特別支援学校企業向け見学会の共催
- ・ 障がい者雇用促進パネル展の後援

(3) 機構が実施する業務

- ・ 障がい者及び企業に対する就職面接会への参加勧奨
- ・ 就職面接会の運営に係る補助（運営スタッフ派遣）及び協力（相談ブース設置協力）
- ・ 企業に対する障害者雇用納付金制度等の周知広報
- ・ 特別支援学校企業向け見学会における後援及び参加企業への障がい者雇用に関する情報提供
- ・ 障がい者雇用促進パネル展の後援及び出展
- ・ 障がい者への職場定着を図るためのジョブコーチ支援の実施

(4) 共通の取組

- ・ 関係機関との連絡や、広報活動などについて密接に連携

5-2 障がい者の職場定着促進のための企業支援

既に企業に雇用されている障がい者の職場定着に関して相談・支援ニーズ等が把握された際には障害者職業センターがハローワーク等との連携の下、個別企業に対する相談・支援に当たる。

また、3者がそれぞれ障がいに関する企業の理解を促進するため幅広い情報発信、働きかけにより、精神障がい者等の雇用の安定を図る。

実施体制：北海道、労働局、障害者職業センター

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 企業を対象とした説明会等の普及・啓発など広報を支援
 - ・ 企業の個別ニーズ等について機構に情報提供
- (2) 労働局が実施する業務
 - ・ 企業の個別ニーズ等について機構に情報提供
 - ・ ハローワークと機構との連携による企業支援
 - ・ 企業を対象とした説明会等を企画する場合の機構との講師派遣調整
- (3) 機構が実施する業務
 - ・ 個別企業への障がい者の職場定着、職場復帰促進のための相談・支援の実施
 - ・ 企業を対象とした説明会等への講師派遣
 - ・ 説明会等における情報発信の調整
- (4) 共通の取組
 - ・ 北海道・(総合) 振興局、労働局・ハローワーク、機構・障害者職業センターが実施する説明会等の情報共有化を図り、3者連携して情報発信を進める

6 季節労働者の通年雇用化の促進

6-1 通年雇用促進支援事業の効果的な実施等

通年雇用促進支援事業の効果的な実施を図るため、通年雇用促進支援協議会を対象とした事業説明会や研修会等を開催するとともに、通年雇用促進支援事業に携わる関係職員がハロートレーニングについての知識を習得し、季節労働者をハロートレーニングへ適切に誘導するため、職業訓練施設見学会を開催する。

また、通年雇用化に係る地域の取組を促進するため、地域懇談会を開催し、行政、経済団体、労働団体等で地域の季節労働者対策に関する意見交換等、情報交換を行う。

実施体制：北海道、(総合) 振興局、労働局、機構、ハローワーク

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 通年雇用促進支援事業の効果的实施
 - ・ 季節労働者対策に関する意見交換・情報の共有
 - ・ 地域懇談会（意見交換会）を開催
- (2) 労働局が実施する業務
 - ・ 通年雇用促進支援事業の効果的实施
 - ・ 通年雇用促進支援事業に係る通年雇用促進支援協議会に対する委託業務の指導
 - ・ 「通年雇用促進支援事業雇用促進支援員等研修会」を開催
 - ・ 季節労働者対策に関する意見交換・情報の共有
- (3) 機構が実施する業務
 - ・ 職業訓練施設見学会におけるハロートレーニング理解のための情報提供等の実施
- (4) 共通の取組
 - ・ 「通年雇用促進支援事業説明会」を開催
 - ・ 「職業訓練施設見学会」を開催

6-2 季節労働者通年雇用化申告制度の運用

北海道が発注する工事等の競争入札参加資格審査における技術・社会的要素の審査項目として、季節労働者の通年雇用化の進展等を評価することにより、季節労働者の通年雇用化を促進する。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 事業者から提出された申告書の内容確認を行い、通年雇用化の進展等を評価

(2) 労働局が実施する事業

- ・ 通年雇用化の進展等を判定するために必要な申告事業者の雇用者に係る雇用保険被保険者数を確認

7 外国人材の受入拡大に向けた支援

道内ハローワークにおいて外国人求職者に対する就職支援を行うとともに、札幌圏では外国人・留学生支援コーナーにおいて、通訳による求職者へのサポートや日本での就職を希望する外国人留学生へのサポートを実施するほか、外国人雇用管理アドバイザーによる事業所への指導及び援助を行う。併せて、「みらいっば」が実施するカウンセリングや就職支援セミナーなどの支援メニューの提供や外国人材の適正な労働条件等のための周知により、外国人材の就職促進と道内中小企業の人材確保ならびに雇用管理改善のための支援を行う。

また、本道は賃金などの条件面で不利となるため、外国人材が安心して働き、暮らすことができる環境づくりを促進するとともに、北海道で働き、暮らす魅力を PR していくことで、外国人材から選ばれる地域を目指す。

実施体制：北海道、ジョブカフェ北海道、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ ジョブカフェによるカウンセリング、セミナー、合同企業説明会などによる支援
- ・ 外国人材の適正な労働条件と雇用管理のための制度の周知
- ・ 道内企業に対し、円滑な外国人材の受入れや定着、日本語教育への支援
- ・ 北海道で働き暮らす魅力を外国人材向けに PR

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 外国人労働者問題啓発月間の周知
- ・ ハローワークによる事業主に対する外国人雇用状況届出制度の周知徹底及び届出指導の実施
- ・ ハローワークによる事業主に対する「外国人労働者の雇用管理の改善に関する指針」の周知及び雇用管理指導の実施
- ・ 外国人雇用管理アドバイザーによる事業主に対する雇用管理の改善や職業生活上の相談に係る支援の実施
- ・ ハローワークによる外国人求職者に対する在留資格に留意した就職支援の実施
- ・ ハローワークによる留学生に対する学校と連携した支援のほか、外国人・留学生支援コーナーの就職支援ナビゲーターによる効果的な支援の実施
- ・ 外国人・留学生支援コーナーによる英語、中国語、韓国語の通訳を配置したきめ細かな支援の実施

- ・ 外国人・留学生支援コーナーによる企業説明会、セミナーの開催
- (3) 共通の取組
- ・ 外国人の職業選択に資する住環境や行政サービスの紹介に関する情報の共有
 - ・ 働き、暮らす場所として選ばれる北海道となるための外国人材への支援や情報発信の実施

第2 産業振興と雇用創出の一体的な取組

【目標】

- ・ 加工組立型工業の付加価値生産性 1,118万円 (H29) →1,325万円 (R6)
- ・ U・Iターン合同企業説明会来場者数 37人 (R4) →150人以上 (R6)
- ・ 北海道ビジネスサポート・ハローワーク及び(公財)北海道中小企業総合支援センターの相談事業所(者)数 1,400社 (R6)
- ・ 北海道ビジネスサポート・ハローワークにおいて、(公財)北海道中小企業総合支援センターと相互に誘導した事業者数 60社 (R6)
- ・ 北海道ビジネスサポート・ハローワークにおいて、(公財)北海道中小企業総合支援センターと相互に誘導した事業者数のうち、求人申込及び助成金相談件数 360社 (R6)

1 自動車産業などものづくり産業への人材確保支援

本道経済の牽引役を担う自動車関連産業をはじめとしたものづくり産業における求人の充足を図り、人材の確保に向けた効果的な支援を実施するほか、人材育成機関の活用とマッチングにより、ものづくり産業における人材の確保を図る。

実施体制：北海道、MONOテク、ジョブカフェ北海道、ハローワーク、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ ものづくり現場の見学やものづくり企業の社員による出前授業などを実施
- ・ ジョブカフェ北海道においてもものづくり産業等を対象に合同企業説明会を実施
- ・ MONOテクなどの人材育成機関においての人材育成
- ・ ハローワークで実施する管理選考の周知を行う

(2) 労働局が実施する業務

- ・ ハローワークにおける管理選考の実施等による、ものづくり産業におけるマッチングを実施
- ・ 人材ニーズを踏まえた求人企業への求職者情報の提供
- ・ 求職者に対する求人の情報提供及びハローワークで実施する管理選考の周知

(3) 機構が実施する業務

- ・ 求人者に対する訓練受講者人材情報の提供
- ・ 求人者のニーズに応じたものづくり人材育成の支援

2 道内中小企業及び成長分野企業の雇用拡大

北海道と労働局が有する雇用助成金等の支援施策(以下「助成金等」と言う。)の効果的周知を行うとともに、北海道の企業の進出情報の共有を図ることにより、ハローワークでの速やかな求人確保と早期充足の支援に結び付け、地域の雇用改善を図る。

実施体制：北海道、(総合) 振興局、労働局、ハローワーク、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 北海道は労働局へ、(総合) 振興局は管轄ハローワークへ企業進出や規模拡大に伴う情報を提供（情報提供は、企業側の同意を得た場合に限る）
- ・ 個別面接会等を設定する際の場所の確保や広報など開催支援

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道及び(総合) 振興局から得た情報を基に企業側に相談を働き掛け、求人を開拓
- ・ ハローワークでの充足計画に必要な場合は、北海道の各機関に協力依頼
- ・ 北海道が開催する会議等において、助成金等を周知

(3) 機構が実施する業務

- ・ 高年齢者、障害者の雇用に関する助成金等の周知

(4) 共通の取組

- ・ ホームページを通じた助成金等の周知

3 北海道へのU・Iターンの促進

道内人口の東京圏への転出が超過していることから、U・Iターンフェアの開催などにより、道内企業の求人情報や就職環境の情報を提供し、若年者等の道内へのU・Iターン就職の促進を図る。

実施体制：北海道、労働局、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 東京圏からのU・I・Jターンによる新規就業に対する移住支援金を交付するとともに移住支援金対象法人を掲載するマッチングサイトを運営
- ・ 道外大学就職担当者と道内企業の交流会の開催
- ・ 北海道プロフェッショナル人材センターの運営
- ・ 大学主催のU・Iターン就職相談会への参加
- ・ 北海道U・Iターンフェアを労働局と共催し、道のブース出展および自治体、業界団体の出展調整等の実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道U・Iターンフェアを道と共催の上、運営全般を担う
- ・ 関係労働局との連携によるU・IターンフェアのPR
- ・ U・Iターンフェア開催時の職業相談及びフェア後の継続的な支援の実施

(3) 機構が実施する業務

- ・ ハロートレーニング情報の提供（道内、フェア開催地域）

(4) 共通で実施する業務

- ・ 北海道U・Iターンフェアの開催に係る周知・広報等

4 公益財団法人北海道中小企業総合支援センターを通じて行う北海道の産業支援施策と北海道ビジネスサポート・ハローワークが行う雇用施策の一体的実施

北海道の産業施策と労働局の雇用施策の一体的な取組において、中小企業者等に係る経営相談に併せて助成金等雇用支援制度の周知・活用、人手不足対応などをワンストップで行うことにより雇用の創出を図る。

実施体制：北海道、労働局、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（以下支援センターという。）、北海道ビジネスサポート・ハローワーク（以下ビジネスサポート・ハローワークという。）、機構

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 中小企業者等に対する経営相談や情報提供、資金貸付、人手不足対応等について北海道の各種支援施策等を実施
- ・ その他産業施策と労働局の雇用施策の一体的な取組の推進に資する業務の検討

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 厚生労働省が所管する各種助成金や支援施策に関する情報提供、相談、申請案内
- ・ 中小企業者等からの求人の受理と求職動向の提供
- ・ 「人材確保対策コーナー」を中心としたハローワークとの連携
- ・ 「北海道働き方改革推進支援センター」との連携

(3) 労働局が委託により実施する事業

- ・ U・I ターンフェアの開催（再掲）
- ・ 合同企業面接会等（合同企業説明会含む）の開催

(4) 機構が実施する業務

- ・ ビジネスサポート・ハローワークを活用した助成金及び事業主支援制度の周知

5 地域活性化雇用創造プロジェクト事業への協力

北海道と労働局が協力し、事業の効果を高めるよう努め、良質で安定的な正社員雇用の創出及び確保を目指す。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 本事業の周知についてハローワークに協力を依頼

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道が実施する各種イベントの周知
- ・ 求人が提出された際には充足に努め、求人者へ条件面でのアドバイス
- ・ 本事業について企業から相談があれば、北海道へ連絡

(3) 共通の取組

- ・ 本事業について随時協議を深め連携を強化

第3 労働者等の職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援

【目標】

- | | | |
|---------------------------------|------|----------------------|
| ・北海道立高等技術専門学院修了生の関連業界就職率（施設内訓練） | 【再掲】 | 93.8%（H30）→95.0%（R6） |
| ・北海道の委託訓練修了者の就職率 | 【再掲】 | 71.9%（H30）→77.0%（R7） |

1 ハロートレーニングにおける入校促進及び就職促進

MONOテク、障害者職業能力開発校（以下「障害者校」という。）及びポリテクセンター等が連携し、離転職者や非正規労働に就いている学び直し若年者などの入校促進に取り組むとともに、ハローワーク等が協力して訓練ニーズの提供、適切なハロートレーニングへの誘導及び訓練修了者の就職支援を実施することにより、効果的なハロートレーニングの実施及び訓練受講者の就職促進を図る。

実施体制：北海道、MONOテク、障害者校、労働局、ハローワーク、機構、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、障害者職業センター

(1) 北海道が実施する業務

- ・労働局から提供される訓練ニーズ情報を踏まえた訓練コースの設定
- ・ハロートレーニングの実施予定情報を労働局へ提供
- ・ハロートレーニングについて、道民への広報に努め、効果的に訓練を実施
- ・訓練受講者に対しハローワークでの職業相談を勧奨
- ・訓練施設でハローワーク職員が実施する、職業相談等について、多くの訓練受講者が利用できるよう調整
- ・訓練修了時等の就職状況に係る情報を労働局に提供
- ・障害者職業センターとの連携による障がい者訓練の検討

(2) 労働局が実施する業務

- ・ハローワークで得た訓練ニーズ情報を北海道、機構へ提供
- ・提供されたハロートレーニング情報を労働局のホームページに公開
- ・MONOテク、障害者校、ポリテクセンターが実施する施設内訓練、委託訓練等への受講を勧奨し、適切な受講あっせんを実施
- ・提供された受講者情報に基づき、ハローワークへの来所勧奨、就職相談等の実施

(3) 機構が実施する業務

- ・労働局から提供される訓練ニーズ、ハローワークが有する求人・求職ニーズを踏まえた訓練コースの設定
- ・ハロートレーニングの実施予定情報を労働局、ハローワークへ提供
- ・ハロートレーニングについての広報、効果的な実施
- ・離職者訓練受講者に対しハローワークでの職業相談を勧奨
- ・訓練修了時の就職状況に係る情報を労働局に提供
- ・北海道が実施する障がい者訓練の検討への協力

(4) 共通の取組

- ・公的職業訓練の愛称・キャッチフレーズ「ハロートレーニング～急がば学べ～」及びイメー

ジキヤラクター「ハロトレくん」を活用した積極的な周知と効果的な運用

2 在職者のスキルアップ、リ・スキリング（総合的在職者訓練相談窓口の活用や事業主支援の取組）

北海道と機構及び労働局による雇用施策の一体的な取組として、中小企業者等に係る経営相談に併せて、従業員のキャリアアップ、リ・スキリングを図る各種制度や助成金等雇用支援制度の周知・活用などをワンストップで行うとともに、MONO テクが行う能力開発セミナー、ポリテクセンターが行う能力開発セミナー及び民間委託による生産性向上支援訓練、機構による人材育成に関する相談などの事業主支援事業により、優秀な人材の確保や在職者のスキルアップやリ・スキリング、定着を図る。

実施体制：北海道、MONOテク、労働局、機構、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・能力開発セミナーや、認定職業訓練の実施状況、事業主支援の取組などに関する情報提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・総合相談窓口（ビジネスサポート・ハローワーク）において、事業主に対する助成金等に関する情報や機構が実施する事業主支援の取組等に関する情報の提供
- ・各種会議、ハローワークを利用する事業主等に能力開発セミナー及び生産性向上支援訓練等の周知
- ・在職者のスキルアップ、リ・スキリングなど、人材育成に取り組む事業主に対して「人材開発支援助成金」の活用促進

(3) 機構が実施する業務

- ・生産性向上人材育成支援センターにおいて、機構が実施する事業主支援の取組の案内
- ・事業主のニーズに基づくオーダーメイド型能力開発セミナーの開発、実施
- ・事業主等に対する人材育成に関する相談・支援
- ・民間委託による生産性向上支援訓練の実施
- ・能力開発セミナー、生産性向上支援訓練等の実施状況及び事業主支援の取組などに関する情報提供
- ・人材開発支援助成金における事業主訓練実施計画の確認

3 道立高等技術専門学院とポリテクセンター等との連携による産業人材の育成

地域ニーズに対応した人材育成強化を図るため、MONO テクとポリテクセンター等との連携により、ハロートレーニング及び指導員研修を実施する。

実施体制：北海道、MONOテク、労働局、機構、ポリテクセンター、ポリテクカレッジ

(1) 北海道が実施する業務

- ・ハロートレーニング及び指導員研修の実施
- ・機構のハロートレーニングへの実施協力（会場貸与等）

(2) 労働局が実施する業務

- ・ハロートレーニングに関する求人・求職者ニーズのデータ提供等
- ・MONOテク、ポリテクカレッジの入校促進における協力

(3) 機構が実施する業務

- ・ 指導員研修の実施
- ・ 道が実施する能力開発セミナー及びMONOテクが実施するハロートレーニングの実施協力（講師派遣・施設貸与）

4 「北海道地域職業訓練実施計画」の策定

機構及び北海道が実施しているハロートレーニングを効率的かつ効果的に実施するため、労働局を加えた三者が連携し、ハロートレーニングの総合的な計画として「北海道地域職業訓練実施計画」を策定する。

実施体制：北海道、労働局、機構、ポリテクセンター

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 訓練計画（案）の策定状況等の情報提供
 - ・ 受講あっせんを行うハローワーク向け訓練内容等の資料の提供
 - ・ ハローワークで実施している求職者向け説明会でのハロートレーニング情報の提供等
- (2) 労働局が実施する業務
 - ・ 訓練ニーズの把握、情報提供
 - ・ 「北海道地域職業訓練実施計画」の策定
 - ・ 公共職業訓練（離職者等訓練）と求職者支援訓練の実施・就職状況の情報提供
- (3) 機構が実施する業務
 - ・ 「北海道地域職業訓練実施計画」策定にあたっての訓練実施計画（案）の情報提供
 - ・ 求職者支援訓練の実施を希望する民間教育訓練機関への職業訓練計画の周知
 - ・ 受講あっせんを行うハローワーク向け訓練内容等の資料の提供等
 - ・ ハローワークで実施している求職者向け説明会でのハロートレーニング情報の提供等

第4 就業環境整備の推進

【目標】

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ・ 年間総労働時間 | 1,954 時間 (R4) → 1,931 時間 (R6) (注) |
| ・ 北海道働き方改革推進企業認定数 | 670 社 (R4) → 742 社 (R6) |

(注) 厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模30人以上

1 働き方改革の推進

労働者が心身の健康を確保しつつ、仕事と生活の調和を図ることができるよう、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、治療との両立支援など、企業における働き方の見直しに取り組み、雇用の質の改善を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 北海道雇用・人材対策基本計画に基づき、道内企業の働き方改革の取組を促進
 - ・ 過重労働等の情報を把握したときは、必要に応じて、情報提供者の同意を得た上で、労働局に情報を提供
 - ・ (総合)振興局に窓口を設置し、働き方改革やテレワークの導入などに関する相談に対応す

るほか、相談内容に応じ専門家を派遣

- ・ 調査によるテレワーク導入状況の把握
- ・ 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の周知・活用促進
- ・ 職場環境の改善事例の普及
- ・ 短時間業務の切り出し等による企業の「新たな求人の創出」と潜在的労働力の「掘り起こし」の連動した事業実施により、多様で柔軟な働き方がしやすい環境を整備
- ・ 子育て世代の働き方改革推進のため、講師派遣やセミナー開催、男性育休取得勧奨を実施

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 北海道働き方改革の促進のための取組方針に基づき、道内全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成
- ・ 「北海道働き方改革推進支援センター」の運営状況とともに、セミナーの開催や支援窓口の設置、支援内容などの情報を北海道に提供
- ・ 道が設置する相談窓口の求めに応じ、北海道働き方改革推進支援センターを通じ専門家を派遣
- ・ 治療と仕事の両立支援に係る支援施策や相談対応の実施
- ・ 道が実施している多様で柔軟な働き方がしやすい環境を整備する事業をセミナー等で周知
- ・ 人材確保支援等助成金（テレワークコース）を支給
- ・ テレワークに関する情報を発信するとともに、テレワーク相談センターによる個別相談や訪問コンサルティングを実施
- ・ テレワークガイドラインやテレワーク・モデル就業規則の周知

(3) 共通の取組

- ・ 働き方改革関連法（特に同一労働同一賃金の実現）の周知・相談支援
- ・ 改正された労働施策総合推進法（特にハラスメント防止）の周知・啓発
- ・ 休暇の取得状況など働き方に関するデータの収集・分析
- ・ 企業トップや労使団体に対する働きかけや、各種セミナー、会合等における普及啓発

2 仕事と家庭の両立に向けた支援

男女がともに仕事と家庭の両立を実現できるよう、育児・介護休業制度等の普及や取得促進をはじめとする両立支援や女性の職業生活における活躍の推進に取り組み、誰もが安心して働くことができる職場環境の整備を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 庁内組織横断的な「育休取得促進プロジェクト～みんなで子育て応援プロジェクト～」による育休・子育てに係る支援や周知・啓発、女性や高齢者をはじめとする多様な人材の活躍推進や、仕事と育児・介護等の両立支援の取組のほか、生産性の向上のための業務効率化といった取組などを幅広く評価項目として設定している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定企業の情報を公表
- ・ 子育て世代の働き方改革推進のため、講師派遣やセミナー開催、男性育休取得勧奨を実施（再掲）
- ・ 北海道働き方改革推進企業等に対し、トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん認定制

度等の周知

(2) 労働局が実施する事業

- ・ 育休取得促進のための周知・啓発
- ・ トライくるみん・くるみん・プラチナくるみん等の認定制度についての情報提供
- ・ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」において、一定基準以上の認定を受けた企業については、当該企業が希望する場合、ハローワークの求人票に認定企業である旨を表記

(3) 共通の取組

- ・ 育休取得促進に向けた事業や統計等の情報共有
- ・ 仕事と家庭の両立支援に関する法制度や支援施策の普及啓発

3 労働法制の普及啓発

これから社会に出て働く若者等が、働く際の権利や義務について知ることができるよう、労働法制に関する基本的な知識の普及啓発に取り組み、雇用をめぐるトラブルの防止を図る。

実施体制：北海道、(総合) 振興局、労働局

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 高校生等に対する出前講座の実施
- ・ 働く若者ルールブックの作成・配布

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 大学や高校等が実施する講義やセミナーへの積極的な講師派遣

(3) 共通の取組

- ・ 出前講座の実施対象校等について情報共有

4 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

北海道、(総合) 振興局、労働局及びハローワークが共同して、非正規雇用労働者の正社員への転換の拡大、働き方に見合った処遇の確保、ハロートレーニングなどによるスキルアップ機会の提供など企業における雇用管理改善の取組の促進を図る。

実施体制：北海道、MONOテク・障害者校、労働局、ビジネスサポート・ハローワーク、ポリテクセンター

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 非正規雇用労働者の正社員化に向けた専門家の派遣
- ・ 有期契約労働者等への「無期転換ルール」の周知・啓発
- ・ 在職者に対する職業訓練を通じたスキルアップの支援

(2) 労働局が実施する業務

- ・ パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けた周知
- ・ 非正規雇用労働者の正社員転換や処遇改善を行う事業主に対して「キャリアアップ助成金」の活用促進
- ・ 企業内での非正規雇用労働者の人材育成に取り組む事業主に対して「人材開発支援助成金」の活用促進
- ・ 有期契約労働者等への「無期転換ルール」の周知・啓発、専用相談窓口の設置

- ・ ビジネスサポート・ハローワークにおいて在職者訓練、助成金にかかる相談をワンストップ窓口で対応
- (3) 機構が実施する業務
 - ・ 在職者に対する職業訓練を通じたスキルアップの支援
 - ・ ビジネスサポート・ハローワークを活用した助成金及び事業主支援制度の周知
- (4) 共通の取組
 - ・ 経済団体等への周知・啓発

第5 雇用関係情報の共有

1 企業の倒産や進出など雇用量の変動にかかる情報の共有

倒産や雇用調整などにより大量の離職者が発生する場合や、企業の進出などにより大量の労働者を必要とする場合などにおいて、連携して情報の収集、連絡調整及び必要な対策を行い、離職者の早期就職等支援や連鎖倒産の防止、求人確保と早期の充足を図る。

実施体制：北海道、(総合)振興局、MONOテク、労働局、機構、ハローワーク、ポリテクセンター

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 大量雇用変動等に係る情報収集及び情報提供
 - ・ 「緊急雇用対策プログラム」の実施
 - ・ 説明会、相談会の開催など関係機関との調整
 - ・ ハロートレーニングの実施や勤労者福祉資金の貸付
 - ・ 経営環境変化対応貸付の適用、経営・金融特別相談室の設置など、連鎖倒産防止対策の実施
 - ・ 企業の進出等雇用創出情報の収集及び労働局への提供（情報提供は、企業側の同意を得た場合に限る）
- (2) 労働局が実施する業務
 - ・ 大量雇用変動や雇用調整等に係る情報収集及び情報提供
 - ・ 北海道労働局大量雇用変動等対策本部会議の開催
 - ・ 大量雇用変動や雇用調整に対応した就職支援
 - ・ 再就職支援に当たっての関係機関との連携
- (3) 機構が実施する業務
 - ・ 職業訓練ニーズに応じた機動的なハロートレーニングの実施（再掲）
 - ・ 説明会等におけるハロートレーニング情報の提供

2 労働力の需給調整にかかる情報の共有

雇用失業情勢の改善に伴う人手不足の現状を的確に把握するため、労働力の需給に関する情報の共有を図り、また、人手不足の業界が人材の確保に取り組む場合には、その取組に対して北海道と労働局が連携し、雇用施策を通じた支援に努める。

実施体制：北海道、(総合)振興局、労働局、ハローワーク、機構

- (1) 北海道が実施する業務
 - ・ 人材確保のための取組や人手不足に関する情報を入手した場合、労働局、ハローワークに提供

(2) 労働局が実施する業務

- ・ ハローワーク単位の求人・求職のデータ、業種や地域別などの求人・求職情報を北海道に提供
- ・ 人材確保のための取組や人手不足に関する情報を入手した場合、北海道へ提供

(3) 機構が実施する業務

- ・ 訓練生の求職情報の提供

3 統計情報などの共有

相互に所掌する統計資料などの雇用関連情報について、現状分析や今後の雇用施策に活かすことができるよう早期に提供し、対策の早期取組を目指す

実施体制：北海道、労働局

第6 その他北海道及び労働局がその都度必要と認めた事業

1 雇用保険制度の周知

雇用保険制度が雇用のセーフティネットとしての機能を適正に果たすため、北海道及び（総合）振興局に雇用保険制度に関する各種パンフレット等を配置するなど、道民一般並びに事業主等に対する更なる周知により、制度の一層の周知を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局及びハローワーク

2 最低賃金制度の周知

最低賃金制度が雇用のセーフティネットとしての機能を適正に果たすため、北海道及び（総合）振興局に最低賃金制度に関する各種パンフレット等を配置するなど、道民一般並びに事業主等に対する更なる周知により、最低賃金未満率解消等に向けた取組を行う。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、労働基準監督署及びハローワーク

3 「地域の雇用創出」の推進

雇用機会が不足している地域や事業者に対し、地域雇用活性化推進事業や地域雇用開発助成金の活用を促し、雇用創出の推進を図る。

実施体制：北海道、（総合）振興局、労働局、ハローワーク

(1) 北海道が実施する業務

- ・ 本事業についての周知を行い、市町村の動向を労働局に提供
- ・ 雇用開発促進地域の対象となっていない地域が新たに要件を満たした場合は、積極的に地域雇用開発計画の策定に努める

(2) 労働局が実施する業務

- ・ 本事業についての周知を行い、関心を示した市町村に対しては必要なアドバイスを行い、事業構想提案書または地域雇用創造計画の策定を促す
- ・ 地域雇用開発助成金の活用促進

(3) 共通の取組

- ・ 随時情報交換を行い連携を強化
- ・ 地域の雇用創出のため、地域雇用開発助成金を積極的に周知

第7 その他

道、労働局及び機構が、協定第3条第1項に基づき、必要な要請を行う場合は、具体的な施策の内容又は実施手法等について提示するものとし、道、労働局及び機構は、当該提示の内容が産業及び雇用施策並びに労働行政の運営に関する諸法令又はこれに基づく運用に抵触しない場合には当該提示の内容を効果的に実施する観点から、誠実に対応するものとする。